

令和2年10月1日より

大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例が変わります

本市では、平成3年に「大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例」を制定し、中心市街地における道路交通の円滑化や路上駐車対策を進めてきましたが、近年の駐車場をとりまく環境の変化や、関係法令の改正等に対応するため条例の一部が改正され、令和2年10月1日より施行されます。

主な改正内容

建築物の延べ面積に応じて必要となる付置義務駐車台数の算定の基準（駐車施設1台当たりの延床面積（以下「原単位」）を次のとおり改めました。

特定用途（裏面参照）の場合、自動車駐車場設置義務台数が緩和されます。

◇改正前

対象地区	商業地区		周辺地区
建物用途	特定用途	非特定用途	特定用途
対象となる延床面積	特定用途+非特定用途（×1/3） 合計面積 1,000 m ² 以上		3,000 m ² 以上
原単位	150 m ² につき1台	450 m ² につき1台	150 m ² につき1台

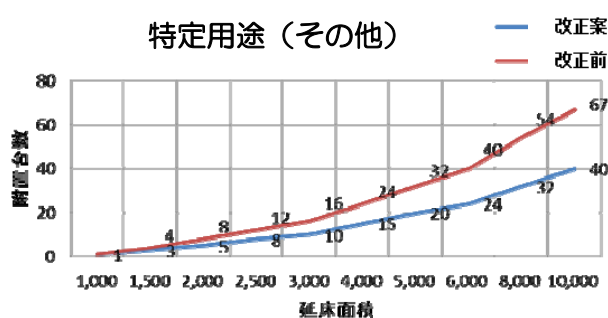
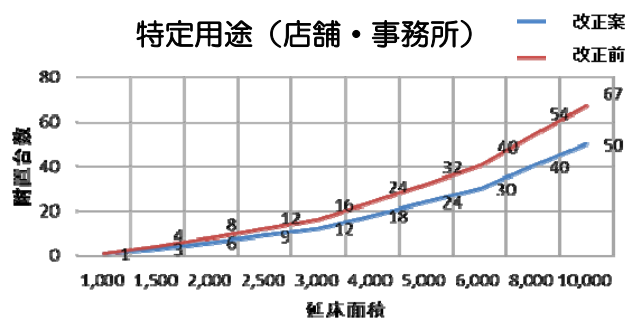
◇改正後

建物用途	特定用途			非特定用途	特定用途
	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途(左記を除く)		
対象となる延床面積	特定用途+非特定用途（×1/3） 合計面積 1,000 m ² 以上			3,000 m ² 以上	3,000 m ² 以上
原単位	200 m ² につき1台	250 m ² につき1台	450 m ² につき1台	450 m ² につき1台	250 m ² につき1台

※変更箇所は赤字

◇見直しによる台数の低減

原単位を「150 m²/台」から「200 m²~250 m²/台」に見直すことで、条例改正後は下グラフのとおり付置義務台数が減少します。



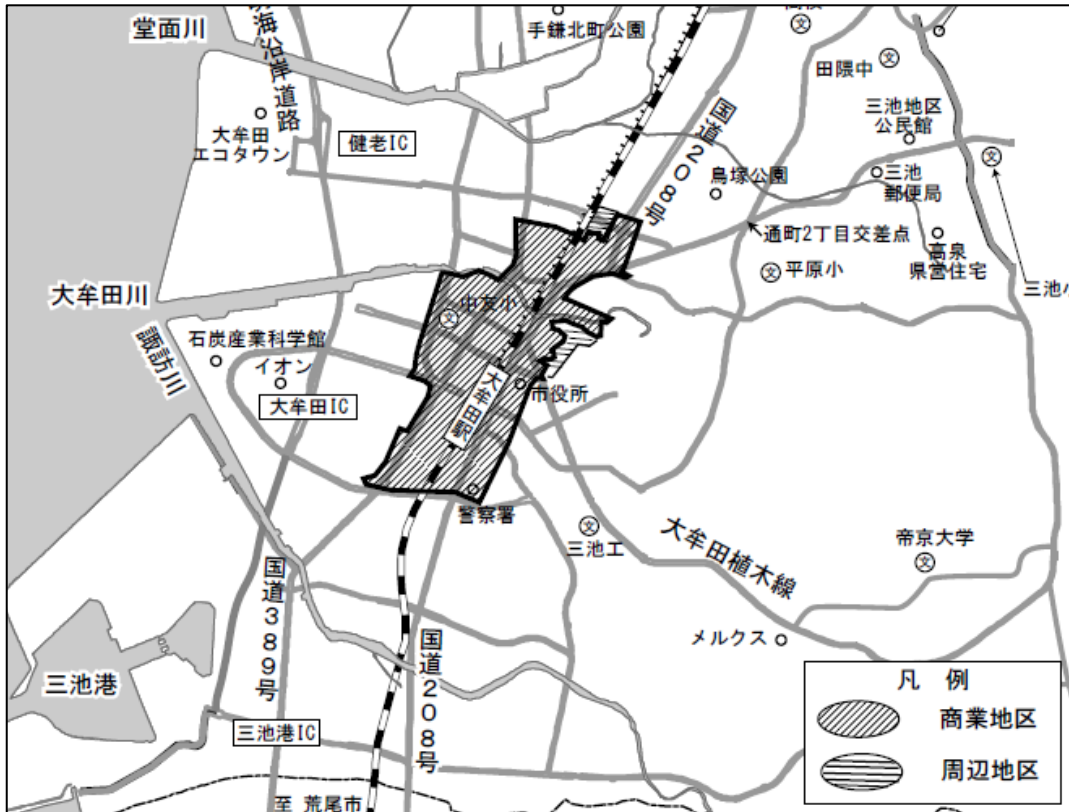
【問い合わせ先】 〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
大牟田市都市整備部都市計画・公園課
TEL : 0944-41-2782 FAX : 0944-41-2795

既存の付置義務駐車施設への適用について

既存建築物の付置義務駐車施設の台数が、改正後の条例を適用した場合よりも多い場合は、市長へ届け出て改正後の新基準を適用することができます。
詳しくは、都市計画・公園課へお問い合わせください。

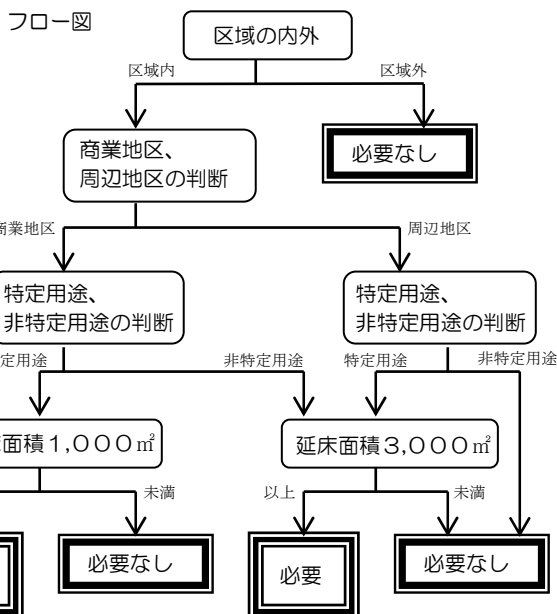
建築物における駐車施設の付置等に関する条例

○付置義務対象地区範囲図



○付置義務の判定

対象地区内の一定規模以上の建築に対して駐車施設の設置が義務付けられています。



商業地区 中心市街地のうち自動車の輻輳が予想される地区で商業地域内のもの。

周辺地区 商業地区の周辺で市長が規則で定める地区。

特定用途 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊戯場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

非特定用途 学校、集合住宅 等